

不正行為に係る取引業者の処分方針

2015年2月24日 学校法人酪農学園 常任理事会決定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）、並びに公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、学校法人酪農学園（以下「学園」という。）における研究活動ならびに研究費等（以下「研究費等」という。）の「酪農学園大学研究費等の不正に関する調査委員会設置要領」第9条2項に基づき、不正な対応を行った取引業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

1. 調査委員会により取引業者の行為が下記に定める不正取引及び不正行為として認定された場合は、2箇月以上24箇月以内の取引停止処分とする。
 - (1) 学園に対し架空請求を行ったとき。
 - (2) 学園に対し納品の事実を偽ったとき。
 - (3) 学園に対し不誠実な行為を働いたとき。
 - (4) その他学園が不正な行為と認めたとき。

2. 上記1に掲げる場合のほか、取引業者の代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、取引の相手方として不相当であると認められるときは、1箇月以上12箇月以内の取引停止処分とする。

3. (1) 上記1. 2についての具体的な処分期間は、常任理事会が決定する。
(2) その他、学園以外の公的機関において取引停止の措置がおこなわれたことが判明したときは、社会的影響度を考慮し、常任理事会が処分内容を決定する。

以上